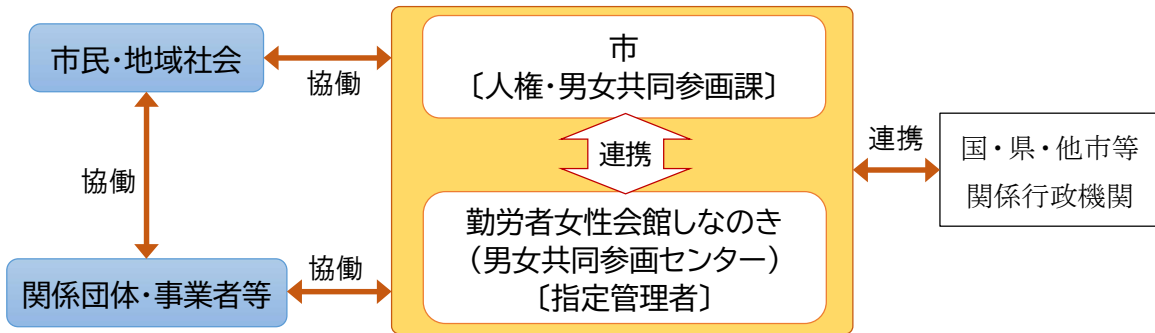


令和4年度以降の男女共同参画事業のイメージ(案)

- 男女共同参画及び女性活躍の推進を実効性あるものとするため、市と勤労者女性会館しなのき(男女共同参画センター)は、それぞれの得意分野や活動特性を最大限に活かし、連携を深めた事業を展開します。
- 市(人権・男女共同参画課)は、その根幹となる施策の展開を担い、指定管理者(勤労者女性会館しなのき(男女共同参画センター))は、民間事業者が培ってきたノウハウを活用し、市民活動の拠点として具体的な実践に向け、市民を巻き込んだ活動につなげてまいります。



市

- ① 男女共同参画基本計画の推進
- ② 男女共同参画審議会
- ③ 市民意識と実態調査
- ④ 男女共同参画に関する講演会、シンポジウム
- ⑤ 男女共同参画に関する市民活動の支援
〔男女共同参画促進サポート事業補助金、セミナー開催支援〕
- ⑥ 男女共同参画、女性活躍の推進施策の実施
〔地域活動(女性リーダー育成等)、事業所(優良事業者表彰、女性管理職の育成支援)〕
- ⑦ 女性のための相談
- ⑧ 男女共同参画に関する情報の収集及び提供
- ⑨ デジタル化の推進

勤労者女性会館しなのき (男女共同参画センター)

指定管理者制度により、施設が有効に活用され、待遇等運営内容においてサービスが向上し、集客力が向上するとともに、人件費や運営経費においてコスト削減が期待できるもの

- ① 男女共同参画に関する講座、講演会の開催
〔男女共同参画月間、企画講座(エンパワーメント、再就職支援、資格取得、女性活躍、ワーク・ライフ・バランス、ハラスメント防止、DV防止等)
(新)市内の公共施設(南部勤労青少年ホーム、篠ノ井交流センター等)を活用した講座開催【拡充】
※「働く女性の家」事業の受入れ
- ② 男女共同参画に関する情報の収集及び提供〔情報コーナー、情報誌、ホームページ〕
- ③ 男女共同参画に関する市民活動の支援〔登録団体支援、育成グループ支援〕
※「働く女性の家」事業の受入れ
- ④ 自主事業〔軽運動(体操、ヨガ、ダンス、ハワイアンフラ等)、趣味等講座の開催〕
※「働く女性の家」事業の受入れ
- ⑤ デジタル化の推進